

第22 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 日本銀行券の印刷工程で使用する^{しずり}試刷用紙を2回使用することにより、試刷用紙の購入に要する費用を節減するよう改善させたもの

科 目	貯蔵品、原材料
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	試刷用紙の購入契約7契約
契 約 の 概 要	日本銀行券の印刷工程で使用する試刷用紙の購入
契 約 の 相 手 方	福井紙業株式会社
契 約	平成19年10月～23年9月 一般競争契約
上記契約のうち平成20年度から23年度までの間に使用された試刷用紙に係る支払額	6億0790万余円(平成20年4月～24年3月)
節減できた支払額	1347万円(平成20年4月～24年3月)

1 試刷用紙の購入契約及び使用方法の概要

独立行政法人国立印刷局本局(以下「本局」という。)は、平成19年10月から23年9月までの間に、一般競争契約により、日本銀行券の印刷工程で使用する試刷用紙の購入契約7契約を福井紙業株式会社と締結して、日本銀行券の印刷を行う滝野川、小田原、静岡、彦根各工場(以下、これらの工場を「4工場」という。)に随時必要な試刷用紙を納入させている。

日本銀行券は、裏面印刷、表面印刷、ホログラム^(注)貼付及び記番号印刷の4工程において、それぞれ専用の機械を用いて印刷されており、これらの機械は4工場で共通のものである。そして、各工程で使用する機械の起動時等には、インキの量の調整等を行うために試し刷りを行う必要があり、4工場は、その際に日本銀行券の印刷用紙に代えてより安価な試刷用紙を使用している。

(注) ホログラム 偽造防止を目的として、一万円券及び五千円券の表面左下部に貼付される、光の加減により色が変化するシール

試刷用紙については、国立印刷局指定製造品等取扱規則(平成17年規則第35号)において、紛失等を防ぐため印刷用紙と同様に厳重に管理することとされている。そして、本局は、日本銀行券の機密の漏えいを防止するために、18年12月に「セキュリティ管理に関する改善事項について」(以下「セキュリティ指示文書」という。)を各工場に発して、各工場が印刷用紙及び試刷用紙の使用枚数、保管枚数、廃棄枚数等を一元的に管理する体制を整備することとし、使用後の試刷用紙等を1か月以内に廃棄することとしている。一方で、本局は、試刷用紙の具体的な管理方法や作業現場における具体的な使用方法については、それぞれの工場が状況に応じて判断し、管理を行うよう指示している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、試刷用紙の使用方法が経済的なものとなっているかなどに着眼して、本局及び4工場において、前記の7契約で購入した試刷用紙のうち、関係書類が保存されていた20年度から23年度までの間に使用された試刷用紙計1億1348万枚(これに係る支払額計6億0790万余円)を対象として、管理簿等の関係書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、試刷用紙は、前記の4工程のうちホログラム貼付、記番号印刷両工程において、いずれも2回使用することが可能であるにもかかわらず、彦根工場では両工程において、また、静岡工場ではホログラム貼付工程において、試刷用紙を1回しか使用していない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 彦根工場について

彦根工場は、従来は、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、1回使用した試刷用紙の表裏を反転して使用することにより1枚の試刷用紙を2回使用していたが、セキュリティ指示文書を受けて、2回使用から1回使用にすることにより数量管理が容易になること、使用後速やかに廃棄できることなどから、セキュリティを高めることができると判断して、19年4月以降、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、試刷用紙を1回しか使用しないこととしていた。

しかし、滝野川、小田原両工場は、セキュリティ指示文書に定められた事項を遵守しつつ、試刷用紙の使用方法の経済性も考慮して、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、従前から行っていた試刷用紙の2回使用を継続しており、セキュリティ上特段の問題は生じていなかった。

したがって、彦根工場は、滝野川、小田原両工場と同様に、セキュリティ指示文書に定められた事項を遵守した上で、上記の両工程で試刷用紙を2回使用することが十分可能であると認められた。

(2) 静岡工場について

静岡工場は、記番号印刷工程においては、試刷用紙を2回使用していたものの、ホログラム貼付工程においては、試刷用紙を2回使用することは作業上困難であるとして、従前から1回しか使用していなかった。これは、ホログラム貼付工程において試刷用紙を2回使用するためには、1回使用した試刷用紙の未使用面をそろえた上で表裏を反転して使用する必要があるが、同工場が、未使用面をそろえて管理することが作業上困難であると判断していたことによるものである。

しかし、滝野川、小田原両工場は、簡便な工夫をして未使用面をそろえて管理することにより、ホログラム貼付工程において試刷用紙を2回使用していた。

したがって、静岡工場は、滝野川、小田原両工場と同様の工夫をして、ホログラム貼付工程において試刷用紙を2回使用することが十分可能であると認められた。

このように、彦根工場がホログラム貼付、記番号印刷両工程において、また、静岡工場がホログラム貼付工程において、いずれも試刷用紙を2回使用することが十分可能であるのに1回しか使用していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

彦根工場がホログラム貼付、記番号印刷両工程において、また、静岡工場がホログラム貼付工程において、いずれも試刷用紙を2回使用していれば、両工場が20年度から23年度までの間に上記の両工程又はホログラム貼付工程において使用した試刷用紙506万余枚のうち250万余枚は使用する必要がなく、これに係る支払額1347万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本局において、4工場における試刷用紙の使用の実態の把握が十分でなく、経済的な試刷用紙の使用について4工場に周知徹底していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本局は、24年8月に4工場に対して事務連絡を発して、ホログラム貼付、記番号印刷両工程において、試刷用紙を2回使用することとする処置を講じた。

(2) 営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算について、当初契約の落札率を反映させることにより経済的なものとなるよう改善させたもの

科 目	建物、構築物、工具器具備品、固定資産除却損、修繕費
部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局
契 約 名	小田原研修センター(仮)改修工事等5件
契 約 の 概 要	工場、研修施設、職員宿舍等の営繕工事を行うもの
請 負 人	株式会社ナカノフドー建設等5会社
契 約	平成21年8月～23年2月 一般競争契約
変更契約において当初契約の落札率を乗じていなかった予定価格の積算額	4億7350万余円(平成21年度～23年度)
低減できた予定価格の積算額	2360万円(平成21年度～23年度)

1 契約の概要

(1) 営繕工事契約の概要

独立行政法人国立印刷局本局(以下「本局」という。)は、工場、研修施設、職員宿舍等の営繕工事について平成20年度5件、21年度7件、22年度11件、23年度1件、計24件を一般競争契約により請負業者と締結しており、当初契約額は計50億0935万余円となっている。

そして、上記の営繕工事24件については、設計変更に伴う変更契約を21年度から23年度までに1契約につき1件から4件まで、計30件締結しており、変更後の契約額は計52億5950万余円となっている。

(2) 予定価格の積算の概要

本局は、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(平成19年細則第10号。以下「契約細

則]という。)に基づき、営繕工事の契約に係る事務手続を行っている。契約に係る要求を行う部門は、契約事務を担当する部門(以下「契約事務担当部門」という。)に仕様書、設計図書等の契約関係書類を提出して契約の要求を行うこととなっており、契約事務担当部門は、要求された契約の内容を審査して、設備管理に関する事務を担当する部門(以下「設備管理事務担当部門」という。)が作成した概算書の工事価格(以下「概算書額」という。)に消費税等相当額を加えるなどして予定価格を積算することとなっている。そして、概算書額は、営繕工事価格等積算要領(平成16年総要領第1号)において、公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)等に基づくなどして積算することとされている。

また、契約事務担当部門は、営繕工事の設計変更に伴う変更契約を行う場合、設備管理事務担当部門が積算した変更に係る概算書額(以下「変更概算書額」という。)に基づき、変更後の予定価格を積算することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、営繕工事の設計変更に伴う変更契約について、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、前記の営繕工事24件に係る変更契約30件を対象として、本局において契約書、概算書、予定価格調書、見積書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

契約事務担当部門は、前記の営繕工事24件に係る変更契約30件の予定価格の積算に当たり、このうち25件については変更概算書額に当初契約額の予定価格に対する比率を示す落札率を乗じていたが、残りの5件については変更概算書額に落札率を乗じていなかった。その結果、当該5件の変更契約に係る予定価格は当初契約における契約額計4億1346万余円に比べて計6003万余円増加し、計4億7350万余円となっていた。

このように落札率の取扱いが異なっていたのは、契約事務担当部門において、契約の変更理由が数量の変更等による場合、変更概算書額に落札率を乗ずることにしていたが、契約の変更理由が当初契約にない新規工種の追加等の場合、落札率を乗じないことにしていたことによるものであり、この落札率の取扱いについては、契約細則等において明確な規定はなく運用により行われていた。

しかし、積算基準では、設計変更に伴う変更契約の工事費は、変更対象の直接工事費に当該変更に係る共通費を加えて得た額である変更後の工事価格に落札率を乗じ、消費税等相当額を加えて得た額とすることとされている。

したがって、契約事務担当部門は、積算基準における変更契約の工事費の算出と同様に前記の変更契約5件についても、変更概算書額に落札率を乗じて変更後の予定価格を積算することにより、当初契約における競争の利益を反映すべきであった。

このように、営繕工事の設計変更に伴う変更契約について、変更概算書額に落札率を乗ずることなく変更後の予定価格を積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記の変更契約5件について変更概算書額にそれぞれ落札率を乗じて変更後の予定価格の積算額を修正計算すると、計4億4988万余円となり、前記の予定価格の積算額計4億7350万余円を約2360万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本局において、契約事務担当部門における積算基準の積算方法に対する認識が十分でなかったこと及び営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算における落札率の取扱いが明確でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本局は、24年8月に契約細則を改正して、営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算において、積算基準の規定に準じて、変更概算書額に落札率を乗ずることとし、同年9月から適用する処置を講じた。